

～東部中学校いじめ対応の流れ～

いじめの事実・いじめの発見

地域からの情報

関係機関からの情報

相談窓口

担任・部活動担当・養護教諭等

学年主任・学年生徒指導

生徒指導主事

管理職への報告・相談
＜校内で迅速な対応＞

＜被害生徒対応＞

- ◇ 事実関係の把握・確認
- ◇ 安全確保
- ◇ 心のケア

＜加害生徒対応＞

- ◇ 事実関係の把握・確認
- ◇ いじめ行為の制止
- ◇ 指導

＜保護者との連携＞

- ◇ 事実関係の報告
- ◇ 教育相談の実施

いじめ防止等対策委員会
＜いじめの認知＞

- 事実関係の確認
- 情報の整理・記録・共有
- 関係機関との連携
- 役割分担の確認
- 対応、指導方針の確認

＜いじめ防止等対策委員会構成員＞

○校内

校長、教頭、生徒指導主事

学年主任、養護教諭（学年生徒指導）

○外部専門家

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

PTA 会長、副会長、学校評議員

スクールサポーター

教育委員会・関係機関